地域密着型特定施設入居者生活介護清徳会宙（そら）運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人清徳会が開設する地域密着型特定施設入居者生活介護清徳会宙（そら）（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の運営について管理者並びに職員は、次の運営指針に従い業務を遂行する。

（１）　地域密着型特定施設入居者生活介護の提供にあたって、事業所の職員は、地域密着型特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

（２）　事業所の運営にあたっては、地域や家庭との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（３）　サービスの提供を開始するに際して、入居申込者又はその家族と契約書を作成し契約の締結を行うものとし、入居申込者又はその家族は、事業所の概要、職員体制その他の事項について説明を受け、同意をしたことを確認し契約書及び重要事項説明書に署名捺印をしなければならない。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）　名　称　地域密着型特定施設入居者生活介護清徳会宙（そら）

（２）　所在地　高山市神田町一丁目 28 番地１

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所は、入居者に適切な地域密着型特定施設入居者生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定め、勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

①　事業所の職員管理及び業務の管理を一元的に行う。

②　職員にこの規程を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

③　管理者は、支障がない限り他の業務との兼務をしても差し支えない。

（２）生活相談員　１名（常勤、管理者兼務）

第２条の運営方針を遵守し、入居者、家族への相談業務及び介護の提供に当たるものとする。

（３）介護職員　５名（常勤）

第２条の運営方針を遵守し、介護技術の進捗に対応し、適切な技術を持って介護プランにそったサービスの提供に努める。

（４）看護職員　２名（常勤）

第２条の運営方針を遵守し、常に入居者の心身状況を的確に把握する。

（５）機能訓練指導員　１名（常勤、看護師兼務）

第２条の運営方針を遵守し、入居者の機能回復訓練を行う。

（６）計画作成担当者(介護支援専門員）１名（常勤）

第２条の運営方針を遵守し、特定施設サービス計画を作成する。

（７）管理栄養士　１名（常勤）

第２条の運営方針を遵守し、入居者の嗜好を考え相談に応じ、栄養状態を適切に把握し、調理員等と連携を図り食事等のサービスを提供する。

（８）調理員　３名（常勤）

第２条の運営方針を遵守し、入居者の食事等の調理に当たる。

(業務の委託)

第５条　事業所における調理業務従事者の一部については、入居者の処遇の向上につながるよう十分配慮し、第三者に委託できるものとする。

２　事業所の清掃、宿直業務等については、必要に応じて第三者に委託できるものとする。

（利用定員及び施設の概要）

第６条　事業所の定員及び施設の概要

（１）地域密着型特定施設入居者生活介護清徳会宙（そら）

敷　　地		2,029.04 ㎡
建　物	構　造	鉄骨造 地上4階・地下1階建
	延床面積	2,576.89 ㎡
	利用定員	42名（内、地域密着型特定施設入居者生活介護20名）

（２）居室（３階、全室個室）

室の種類	室　数	面積等
個室	19	19.85 ㎡
	1	21.17 ㎡
洗面所・トイレ	全室に設置	
その他	電話・インターネットは個別契約で設置可能	

（３）主な設備

種　　類	室　数	面　積
一時介護室	1	19.85 ㎡
浴室	1	16.85 ㎡
脱衣室	1	7.08 ㎡
洗濯室	1	13.36 ㎡
食堂（共同生活室）	1	64.48 ㎡
機能訓練室	1	36.14 ㎡
共同トイレ	1	2.35 ㎡
廊下他	－	20.69 ㎡

（利用料その他の費用の額）

第７条　地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

１　介護サービス費　　　　　　　　　　　　（円／日額・１割負担の場合）

種別	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
１．地域密着型特定施設入居者生活介護費	533	597	666	730	798
２．夜間看護体制加算	10				
合計（１＋２）	543	607	676	740	808

※介護職員処遇改善加算として、介護サービス利用料の 6.1％を加算する。

２　実費等による必要経費
（１）家賃　月額 60,000 円
（２）食材料費　１食当たり朝 380 円、昼 500 円、夕 500 円
（３）共益費　月額 10,000 円
（４）入居者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は実費を徴収する。
（５）日常生活において光熱水費等通常必要となる費用で、入居者が負担すべき費用は実費を徴収する。
（６）前各号の費用の支払いを受ける場合には、入居者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（地域密着型特定施設入居者生活介護の内容）
第８条　地域密着型特定施設入居者生活介護は、要介護者 3 人に 1 人の介護職員を配置し、夜間は当直をおき介護を提供する。
（１）入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
（２）日常生活動作の機能訓練（週２回）
（３）療養上の世話
（４）健康チェック

（緊急時等における対応方法）
第９条　看護職員等の従業者により 24 時間連絡体制を確保し、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する等の措

置を講ずるとともに、管理者に報告する。

主治医への連絡が困難な場合には、緊急搬送等必要な措置を講じるものとする。

２　事業所の協力医療機関は次のとおりとする。

医療機関の名称	JA岐阜厚生連久美愛厚生病院	綜合病院高山赤十字病院
電話番号	0577-32-1115	0577-32-1111

（非常災害対策）

第10条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

災害時の対応	別途に定める事業所の防災計画に則り対応する。
近隣との協力関係	町内会と近隣防災協定を締結し、非常時は相互の応援を得て対応する。
平常時の訓練	別途に定める事業所の防災計画に則り夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施する。
防火設備	・スプリンクラー ・自動火災報知器 ・誘導灯 ・ガス漏れ報知器 ・排煙窓・防煙壁 ・屋内消火栓 ・非常通報装置 ・漏電火災報知器 ・非常用電源 ・カーテン・布団等は、防炎加工の物を使用。
消防計画等	毎年高山消防署へ提出 防火･防災管理者　施設長

（苦情等申立窓口）

第11条　事業所のサービスについて、不明の点や疑問、苦情がある場合は施設

利用相談室（苦情解決責任者　管理者、窓口担当者　生活相談員、電話（0577-37-5565）にて相談を受ける。

また、意見箱や当事業者の設置する第三者委員会での受付も行い、責任をもって調査、改善をする。

（個人情報の保護）

第12条　事業所は、入居者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドラインを遵守し、社会福祉法人清徳会個人情報保護規程に従い適切な取り扱いに努める。

２　事業所が得た入居者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて入居者又はその代理人の了解を得るものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。

（地域との連携等）

第13条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

２　地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議に対しサービス等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

（緊急止むを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き）

第14条　事業所は、サービスの提供にあたっては、身体的拘束等を行わない。ただし、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合についてのみ身体的拘束等を行うことができるものとする。

２　緊急止むを得ない場合の判断については、施設長を含む複数の介護従事者により判断するものとする。
３　事業所は、入居者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的について事前に説明を行い、理解を得られるよう努める。
４　事業所は、身体的拘束等を行う場合には、家族に対し説明を行う。また、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。
５　事業所は、身体的拘束等を行っている間は、緊急止むを得ない場合に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
６　身体的拘束等の記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、事業所全体及び家族等関係者の間で情報を共有する。

（利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続）
第 15 条　入居者を一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得るものとする。

（施設の利用に当っての留意事項）
第 16 条　生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
（１）規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
（２）共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（その他運営についての留意事項）
第 17 条　事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を確保することとする。
２　事業所は、設備・備品・職員・会計に関する諸記録の整備を行い、会計は他の会計と区分し、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを会計単位とする。また、入居者に対するサービスの提供に関する諸記録も整備し、当該地域密着型特定施設入居者生活介護を提供した日から 5 年間保存しなければならない。
３　入居者の緊急時の対応は、看護職員等の指示を仰ぐと共に、管理者は、家族・関係機関への連絡等を行い、適切な判断をし、必要な措置を講じなければならない。又、非常災害時への関係機関への通報体制を整備し、職員に周

知しておくこととする。
4　事業所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
5　事業所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他の止むを得ない事情がある場合は、この限りではない。
6　事業所は、居宅支援事業者又はその職員に対し、入居者に対して特定のサービスを退居後に利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
7　事業所は、入居者が使用する施設、食器その他設備等の衛生管理に努め、感染症が発生し、又は蔓延しないよう必要な措置を講じるものとする。
8　利用料は、介護保険給付体系が変更になった場合、又は経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更できるものとする。また、変更する際は事前に入居者又は家族に対し説明し、同意を得るものとする。
9　事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。
10　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清徳会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則
　この規程は、高山市の指定を受けた日から施行する。